



山形県公報

令和5年7月7日(金)
第419号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………(健康福祉企画課) ……721
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……722
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(最上総合支庁農村計画課) ……723
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……724
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(森林ノミクス推進課) ……725
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……748
- 開発行為に関する工事の完了……………(庄内総合支庁建築課) ……749
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(DX推進課) ……750
- 令和5年度職業訓練指導員試験の実施……………(雇用・産業人材育成課) ……同

告 示

山形県告示第520号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和5年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類(通称名Etonitazepipne、N-Piperidinyl Etonitazene)
- (2) (2R, 3R)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン、(2S, 3S)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類(通称名3-CPM、3-Chlorophenmetrazine)
- (3) N-(アダマンタン-1-イル)-1-(4-フルオロブチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類(通称名4F-ABINACA、4F-ABUTINACA)

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和5年7月1日

山形県告示第521号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上山市土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	高 橋 源 四 郎	上山市金谷28番地
同	加 藤 吉 昭	同 小穴21番地
同	長 沼 健 司	同 皆沢27番地
同	尾 形 任	同 原口112番地
同	石 山 誠	同 相生66番地
同	中 川 敬 二	同 中生居69番地
同	鈴 木 章	同 金谷595番地
同	横 田 浩 生	同 弁天一丁目8番72-4号
同	佐 竹 義 文	同 宮脇274番地
同	加 藤 久 四 郎	同 高松101番地
同	上 妻 一 実	同 小倉1073番地
監 事	山 口 道 雄	同 藤吾1039番地
同	永 沢 恒 広	同 金瓶字原21番地の1
同	黒 田 浩 次	同 牧野111番地

山形県告示第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上山市土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和5年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	高 橋 源 四 郎	上山市金谷28番地
同	加 藤 吉 昭	同 小穴21番地

同	長 沼 健 司	同	皆沢27番地
同	鈴 木 覚	同	三上42番地
同	木 村 周 司	同	牧野157番地
同	稲 毛 泰 一	同	仙石29番地
同	横 田 浩 生	同	弁天一丁目8番72-4号
同	神 保 文 行	同	宮脇1013番地
同	川 口 雅 久	同	川口42番地
同	上 妻 一 実	同	小倉1073番地
同	渡 辺 恭 弘	同	原口157番地
監 事	中 川 敬 二	同	中生居69番地
同	大 場 一 夫	同	小穴12番地
同	佐 藤 秀 明	同	金瓶字水上29番地の3
同	佐 竹 浩 文	同	宮脇658番地2202

山形県告示第523号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和5年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
地域用水環境整備事業（小水力発電整備）	新 庄 地 区	令和5年6月29日

山形県告示第524号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	田 澤 伸 一	東田川郡庄内町狩川字東興野22番地
同	門 脇 雅 彦	同 添津字諏訪下42番地

同	高 橋 弘	同	前田野目字田割41番地
同	齋 藤 敦	同	沢新田字錆144番地
同	齋 藤 英 俊	同	常万字常岡41番地
同	齋 藤 秀 基	同	吉岡字上南25番地
同	三 浦 寛	同	余目字町231番地
同	日 下 部 崇 喜	同	槇島字五里塚76番地
同	成 田 浩 輝	同	落合字落合 4 番地
同	佐 藤 晋	酒田市局字局42番地	
同	上 田 廣 紀	鶴岡市長沼字宮東46番地	
監 事	西 村 俊	東田川郡庄内町狩川字薬師堂西33番地	
同	遠 田 聡	酒田市竹田字竹ノ下11番地	
同	佐 藤 透	東田川郡庄内町南興屋字前通割51番地	

山形県告示第525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和5年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	田 澤 伸 一	東田川郡庄内町狩川字東興野22番地
同	齋 藤 秀 基	同 吉岡字上南25番地
同	大 川 繁 樹	同 狩川字阿古屋150番地
同	齋 藤 敦	同 沢新田字錆144番地
同	今 野 三 代 志	同 返吉字屋敷田45番地 5
同	成 田 浩 輝	同 落合字落合 4 番地
同	日 下 部 崇 喜	同 槇島字五里塚76番地
同	三 浦 寛	同 余目字町231番地

同	齋 藤 英 俊	同	常万字常岡41番地
同	上 田 廣 紀	同	鶴岡市長沼字宮東46番地
同	佐 藤 洋	同	酒田市新堀字豊森95番地
監 事	遠 田 聡	同	竹田字竹ノ下11番地
同	佐 藤 透	同	東田川郡庄内町南興屋字前通割51番地
同	本 間 俊	同	三ヶ沢字宮田35番地
同	上 林 久 恭	同	西小野方西野31番地

山形県告示第526号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のとおり保安林に係る指定施業要件を変更する予定である旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不分明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を小国町役場及び白鷹町役場の掲示場に掲示した。

令和5年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番
- (2) 森林所有者の氏名
齋藤正一
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番
- (2) 森林所有者の氏名
遠藤清
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番
- (2) 森林所有者の氏名
遠藤恒次
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
齋藤二男
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
遠藤利一
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
田村勘右エ門
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
齋藤新一
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
齋藤守
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 9 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番
- (2) 森林所有者の氏名
田村好市
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 10 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
佐藤忍
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 11 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
斎藤益吉
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 12 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
遠藤もん
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 13 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番
- (2) 森林所有者の氏名
斎藤藤吉
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 14 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
遠藤栄
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 15 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
齋藤理喜夫
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 16 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
井上ハル
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 17 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
齋藤倉蔵
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 18 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
渡部太助
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 19 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番
- (2) 森林所有者の氏名
井上源次
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 20 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
遠藤宏
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 21 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番
- (2) 森林所有者の氏名
井上一郎
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 22 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
佐貝儀助
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 23 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
大河原俊也
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 24 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
竹田豊一
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 25 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
井上新一
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 26 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1
- (2) 森林所有者の氏名
横沢昭市
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 27 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
高橋琢次
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 28 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
齋藤辰丙
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 29 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番
- (2) 森林所有者の氏名
伊藤登
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 30 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番
- (2) 森林所有者の氏名
伊藤作次
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 31 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番
- (2) 森林所有者の氏名
八木とよ
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 32 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
佐藤秋雄
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 33 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番
- (2) 森林所有者の氏名
加藤勇
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 34 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
後藤一雄
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 35 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
後藤昭二
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 36 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
横山菊次
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 37 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
横山志ず
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 38 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
平田恂
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 39 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番
- (2) 森林所有者の氏名
川合日出夫
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 40 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
齋藤光雄
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 41 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番
- (2) 森林所有者の氏名
高橋秀雄
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 42 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
後藤広仲
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 43 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
佐藤進
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 44 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1
- (2) 森林所有者の氏名
渡部かつの
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 45 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
伊藤紘一
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 46 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
伊藤末蔵
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 47 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
奥山静一
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 48 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
鈴木徳雄
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 49 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
櫻井初美
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 50 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
桑嶋忠志
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 51 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
島貫孝一
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 52 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
佐貝善蔵
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 53 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
島貫金蔵
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 54 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
(2) 森林所有者の氏名
佐竹芳夫
(3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 55 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
(2) 森林所有者の氏名
島貫悦子
(3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 56 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
(2) 森林所有者の氏名
島貫竹蔵
(3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 57 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
(2) 森林所有者の氏名
櫻井岩雄
(3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 58 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、1307番4、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
(2) 森林所有者の氏名
鈴木タケノ
(3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 59 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
佐貝今朝三
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 60 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
鈴木善浩
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 61 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
佐藤松雄
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 62 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
川崎仁
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 63 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
大木惣吉
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 64 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
後藤徳次
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 65 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
後藤松栄
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 66 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
斎藤サト
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 67 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
杓澤春松
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 68 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
渡部幸雄
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 69 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
齋藤源次
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 70 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
樋口四郎
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 71 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
井上梅次
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 72 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
遠藤浅次
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 73 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
梅津藤次
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 74 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
佐貝光一
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 75 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
岩崎伴雄
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 76 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
梅津常蔵
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 77 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字瀬ノ木沢1293番1、字綱川入1226番、字中丸1228番1、字釜越沢1307番1、字入杉下1289番1、1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
佐藤むつ
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 78 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字釜越沢1307番4、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番
- (2) 森林所有者の氏名
齋藤理市
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて

縦覧に供する。)

- 79 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字釜越沢1307番4、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
佐藤喜傳次
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 80 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字釜越沢1307番4、字入杉下1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
渡部長雄
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 81 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字釜越沢1307番4、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
大河原茂
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 82 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字釜越沢1307番4、字入杉下1289番9、1289番10、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
横沢ふじよ
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 83 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字釜越沢1307番4、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番
- (2) 森林所有者の氏名
横山勝美
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 84 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字釜越沢1307番4、字杉下向1290番1、字沢蔵1288番

(2) 森林所有者の氏名

丹新次郎

(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

85 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字釜越沢1307番4、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番

(2) 森林所有者の氏名

後藤昇

(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

86 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字釜越沢1307番4、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番

(2) 森林所有者の氏名

櫻井三代次

(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

87 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字釜越沢1307番4、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番

(2) 森林所有者の氏名

桑島信

(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

88 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字釜越沢1307番4

(2) 森林所有者の氏名

佐貝一雄

(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

89 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字釜越沢1307番4、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番

(2) 森林所有者の氏名

佐藤志か

(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 90 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字釜越沢1307番4、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番
- (2) 森林所有者の氏名
鈴木トミ
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 91 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字釜越沢1307番4
- (2) 森林所有者の氏名
鈴木多平
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 92 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字釜越沢1307番4、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番
- (2) 森林所有者の氏名
島貫武志
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 93 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字釜越沢1307番4、字杉下向1290番1、字沢蕨1288番
- (2) 森林所有者の氏名
川崎仁太郎
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 94 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字入杉下1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名
嶋貫昭二
- (3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 95 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字入杉下1289番9、1289番10
- (2) 森林所有者の氏名

五十嵐三四郎

(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

96 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字入杉下1289番9、1289番10

(2) 森林所有者の氏名

伊藤二郎

(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

97 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字入杉下1289番9、1289番10

(2) 森林所有者の氏名

前田哲雄

(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

98 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字入杉下1289番9、1289番10

(2) 森林所有者の氏名

佐村運蔵

(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

99 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字入杉下1289番9、1289番10

(2) 森林所有者の氏名

斎藤豊助

(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

100 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字杉下向1290番1、沢蔵1288番

(2) 森林所有者の氏名

井上新吉

(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて

縦覧に供する。）

- 101 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字杉下向1290番1
(2) 森林所有者の氏名
伊藤喜次郎
(3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 102 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字畔藤字須野8604番
(2) 森林所有者の氏名
広川点道
(3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 103 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字山口字尻子坂4346番2、字三階滝4443番4
(2) 森林所有者の氏名
那須栄一
(3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 104 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字山口字尻子坂4346番2、字三階滝4443番4
(2) 森林所有者の氏名
中川善作
(3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 105 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字山口字尻子坂4349番2、字三階滝4449番4
(2) 森林所有者の氏名
大瀧藤夫
(3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 106 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字山口字三階滝4443番5、4443番9
(2) 森林所有者の氏名
中川茂雄

(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

107 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡白鷹町大字山口字三階滝4446番1、4447番、4448番、4449番1

(2) 森林所有者の氏名

羽黒神社

(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

108 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡白鷹町大字山口字三階滝4449番4

(2) 森林所有者の氏名

大滝鶴重

(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

109 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡白鷹町大字山口字三階滝4449番4

(2) 森林所有者の氏名

中川栄一

(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

110 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡白鷹町大字山口字三階滝4449番4

(2) 森林所有者の氏名

大滝源之助

(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

111 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡白鷹町大字山口字三階滝4449番4

(2) 森林所有者の氏名

小松力

(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 112 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字山口字三階滝4449番4
(2) 森林所有者の氏名
小松長蔵
(3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 113 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字山口字三階滝4449番4
(2) 森林所有者の氏名
渡部小太郎
(3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 114 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字山口字三階滝4449番4
(2) 森林所有者の氏名
元木亀代子
(3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 115 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字立石3155番8
(2) 森林所有者の氏名
川越弘之
(3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 116 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字畔藤字打越8274番2
(2) 森林所有者の氏名
中嶋和由
(3) 通知の要旨
令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 117 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字黒鴨字下屋敷沢2065番11
(2) 森林所有者の氏名
原田佐五郎
(3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 118 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字黒鴨字下屋敷沢2065番15

- (2) 森林所有者の氏名
菅辰郎

- (3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 119 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字中山字堤南2603番4

- (2) 森林所有者の氏名
鈴木傳藏

- (3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 120 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字大瀬字館石1243番1、1243番15、1244番2、1244番3

- (2) 森林所有者の氏名
蹄鶴吉

- (3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 121 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字黒鴨字根子林2099番6、2099番11

- (2) 森林所有者の氏名
佐藤昇

- (3) 通知の要旨

令和5年4月14日付け県告示第300号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第527号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡飯豊町大字添川地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和5年6月26日から同年9月29日まで

- 3 作業の種類
公共測量（3級基準点測量）

山形県告示第528号

次の開発行為は、完了した。

令和5年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和4年12月22日 指令庄総建第62号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東田川郡庄内町余目字土堤下50番1、50番3、52番1の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
酒田市富士見町三丁目2番地の1 株式会社栄地建 代表取締役 日向 孝吉

山形県告示第529号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

「	〃 中央営業部	〃 鉄砲町二丁目21番30号	〃 〃	を
	〃 蔵王駅前支店	〃 大字松原字下川原311番地14	〃 〃	

」

「

〃 中央営業部	〃 鉄砲町二丁目21番30号	〃 〃		に、
---------	----------------	-----	--	----

」

「

〃 山形南支店	〃	〃 〃		を
---------	---	-----	--	---

」

「

〃 山形南支店	〃	〃 〃		に改める。
〃 蔵王駅前支店	〃	〃 〃		

」

附 則

この規程は、令和5年7月10日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県財務会計システムに係る特定ソフトウェア調達及び保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2094
- 3 落札者を決定した日 令和5年5月15日
- 4 落札者の名称及び所在地
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額 23,650,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和5年4月4日

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和5年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日 時
令和5年9月8日（金）午前11時から
 - (2) 場 所
山形市松波二丁目8番1号 山形県庁1001会議室
- 2 試験を実施する職種及び科目
 - (1) 職 種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種
 - (2) 科 目
指導方法
- 3 試験の対象者
職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者
- 4 受験手続
受験申請書を令和5年8月7日（月）から同月18日（金）までの間に産業労働部雇用・産業人材育成課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（郵送による提出の場合は、同月7日（月）から同月18日（金）までの消印のあるものを有効とする。）。
- 5 その他
詳細については、産業労働部雇用・産業人材育成課（電話番号023(630)2378）に問い合わせること。